

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人桜十字

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市南区御幸木部1丁目1番1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 平成・令和46年12月15日

(4) 設立登記年月日 昭和 平成・令和46年12月20日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	倉津 純一	桜十字病院管理者
理 事	寝占 克弘	
同	中尾 潤一	
同	緒方 一未	
同	西川 加奈	
同	濱田 みね子	
同	岡田 純一	桜十字クリニック管理者
同	三浦 正毅	桜十字熊本東病院管理者
同	西 勝英	介護老人保健施設レ・ハビリス管理者
同	光山 勝慶	メディメッセ桜十字クリニック管理者
監 事	久峨 章義	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	桜十字病院	4310117280	熊本県熊本市南区 御幸木部一丁目1番 1号	地域包括ケア病棟 45床 障害者施設等一般 病棟 163床 特殊疾患病棟 60床 回復期リハビリテーション 病棟 60床 医療療養病棟 277床 緩和ケア 25床
病院	桜十字熊本東 病院	4310118338	熊本県熊本市東区 三郎一丁目12番25 号	障害者施設等一般 病棟（地域包括ケア含 む） 36床 緩和ケア病棟 21床
診療所	桜十字クリニ ック	4317410134	熊本県熊本市南区 御幸笛田七丁目11 番85号101号室	
診療所	メディメッセ 桜十字クリニ ック	4317110957	熊本県熊本市中央 区平成三丁目23番 30号3階	
介護老 人 保健施 設	レ・ハビリス桜 十字熊本東	4350180297	熊本県熊本市東区 三郎一丁目12番30 号	入所定員 120名 通所定員 50名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
---------	------	----

居宅介護支援事業 ケアセンター桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 7 丁目 14 番 21 号	
居宅介護支援事業 Let's ケアプラン！桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
居宅介護支援事業 Let's ケアプラン！熊本東	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号	
居宅サービス事業訪問介護 Let's ヘルパー！桜十字	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 11 番 85 号 110 号室	
居宅サービス事業訪問介護 ケアステーション桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 7 丁目 14 番 21 号	
有料老人ホーム ホスピタルメントさくら西館	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
有料老人ホーム ホスピタルメントさくら東館	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 15 番 3 号	
居宅サービス事業特定施設入居者介護及び介護予防サービス事業、介護予防特定施設入居者生活介護 ホスピタルメントさくら東館	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 15 番 3 号	
医療法第 42 条第 3 号に基づく巡回診療事業 桜十字病院	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
熊本市東 5 地域包括支援センター	熊本県熊本市東区花立二丁目 4 番 5 号 花立ヒルズ 1 階	
居宅サービス事業訪問看護及び介護予防サービス事業介護予防訪問看護 Let's ナース！桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
居宅サービス事業訪問看護及び介護予防サービス事業介護予防訪問看護 Let's ナース！熊本東	熊本県熊本市東区三郎 1 丁目 12 番 25 号	
居宅サービス事業訪問看護及び介護予防サービス事業介護予防訪問看護 訪問看護ステーション ホスピタ	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月30日	令和4年度決算報告書承認の件
〃	役員報酬月額改定の件
令和5年9月1日	附帯業務の開始（東館：特定施設入居者生活介護サービス）
	附帯業務の廃止（Let's リハ！御幸）
〃	事業所名変更について（ケアセンター桜十字）
令和5年11月30日	令和6年度事業計画及び収支予算承認の件
令和6年3月31日	理事の改選の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和5年10月1日 特定施設入居者生活介護 ホスピタルメントさくら東館開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式第一号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	14,296,367	I 流 動 負 債	2,468,324
現 金 及 び 預 金	3,615,750	買 掛 金	48,600
事 業 未 収 金	1,802,591	短 期 借 入 金	321,768
未 収 金	109,332	未 払 金	404,303
棚 卸 資 産	29,416	未 払 費 用	882,997
短 期 貸 付 金	8,621,803	未 払 法 人 税 等	26,399
前 渡 金	19,423	未 払 消 費 税 等	263,646
前 払 費 用	35,418	預 り 金	182,747
立 替 金	11,088	入 居 保 証 預 り 金	114,982
未 収 還 付 消 費 税 等	1,134	賞 与 引 当 金	220,174
その他の流動資産	61,949	その他の流動負債	2,708
貸 倒 引 当 金	△ 11,537		
II 固 定 資 産	3,114,092		
1 有 形 固 定 資 産	2,142,599		
建 物	300,099		
建 物 附 属 設 備	206,696		
構 築 物	59,251		
医 療 用 器 械 備 品	254,372		
その他の器械備品	238,730	II 固 定 負 債	822,820
車 両 及 び 船 舶	7,422	修 繕 引 当 金	52,242
土 地	479,929	長 期 借 入 金	489,970
建 設 仮 勘 定	557,355	役員退職慰労引当金	12,540
その他の有形固定資産	38,745	退 職 給 付 引 当 金	251,675
2 無 形 固 定 資 産	52,757	繰 延 税 金 負 債	16,393
ソ フ ト ウ ェ ア	42,512	負 債 合 計	3,291,144
その他の無形固定資産	10,245	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	918,736	科 目	金 額
出 資 金	364,550	I 出 資 金	6,273
投 資 有 価 証 券	346,009	II 積 立 金	14,113,042
保 証 金 敷 金	202,596	繰 越 利 益 積 立 金	14,113,042
その他の固定資産	5,581		
		純 資 産 合 計	14,119,315
資 産 合 計	17,410,459	負債・純資産合計	17,410,459

様式第二号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,652,092
2 事業費用		
(1)事業費	6,781,875	
(2)本部費	3,749,548	10,531,423
本来業務事業利益		120,669
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,525,408
2 事業費用		950,049
附帯業務事業利益		575,359
事業利益		696,028
II 事業外収益		
受取利息	28,163	
その他の事業外収益	272,150	300,313
III 事業外費用		
支払利息	1,290	
その他の事業外費用	1,570	2,860
経常利益		993,481
IV 特別利益		
固定資産売却益	714,918	714,918
V 特別損失		
固定資産除却損	5,515	
固定資産圧縮損	3,179	
その他の特別損失	135,394	144,088
税引前当期純利益		1,564,311
法人税・住民税及び事業税	265,379	
法人税等調整額	169,516	434,895
当期純利益		1,129,416

様式第三号

法人名 | 医療法人 桜十字
所在地 | 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	17,410,459 千円
2. 負 債 額	3,291,144 千円
3. 純 資 産 額	14,119,315 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	14,296,367
B 固 定 資 産	3,114,092
C 資 産 合 計 (A + B)	17,410,459
D 負 債 合 計	3,291,144
E 純 資 産 (C - D)	14,119,315

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式第四号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

純資産変動計算書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

	出資金	積立金		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和5年4月1日 残高	6,273	12,983,626	12,983,626				12,989,899
会計年度中の変動額							
当期純利益		1,129,416	1,129,416				1,129,416
会計年度中の変動額合計		1,129,416	1,129,416				1,129,416
令和6年3月31日 残高	6,273	14,113,042	14,113,042				14,119,315

様式第五号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	2,011,250	73,744	1,769,609	315,385	1,628,752	15,286	300,099
	建物附属設備	349,959	145,280	275,477	219,762	2,496,582	13,066	206,696
	構築物	56,256	27,071	20,379	62,948	402,996	3,697	59,251
	医薬用器械備品	338,109	40,515	4,022	374,602	632,111	120,230	254,372
	器具備品	156,727	149,298	1,858	304,167	372,412	65,437	238,730
	車両運搬具	13,841	7,763	0	21,604	170,759	14,182	7,422
	その他有形固定資産	38,624	33,605	0	72,229	62,137	33,484	38,745
	土地	479,929	0	0	479,929	0	0	479,929
	建設仮勘定	3,475	847,511	293,631	557,355	0	0	557,355
	計	3,448,170	1,324,787	2,364,976	2,407,981	5,765,749	265,382	2,142,599
無形 固定 資産	ソフトウェア	49,399	7,254	1,382	55,271	397,493	12,759	42,512
	その他無形固定資産	10,245	0	0	10,245	0	0	10,245
	計	59,644	7,254	1,382	65,516	397,493	12,759	52,757
その 他の 資産	出資金	364,550	0	0	364,550	0	0	364,550
	投資有価証券	806,009	40,000	500,000	346,009	0	0	346,009
	保証金敷金	201,828	1,268	500	202,596	0	0	202,596
	繰延税金資産	153,122	22,444	175,566	0	0	0	0
	その他固定資産	6,590	0	0	6,590	3,332	1,009	5,581
	計	1,532,099	63,712	676,066	919,745	3,332	1,009	918,736

様式第六号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,724	11,537		12,724	11,537
修繕引当金	41,825	80,946	70,529		52,242
賞与引当金	188,652	220,174	188,652		220,174
退職給付引当金	235,743	44,667	28,735		251,675
役員退職慰労引当金	11,510	12,540	11,510		12,540

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替によるものであります。

様式第七号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部1丁目1番1号

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	150,000	300,000	0.35091%	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	21,768	21,768	0.34000%	-
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	378,051	200,000	0.20000%	2035年9月10日
		100,000	0.20000%	2035年9月10日
		56,283	0.34000%	2027年10月29日
		133,687	0.28000%	2033年11月30日
合 計	549,819	811,738	-	-

(注) 1. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	39,276	51,504	42,483	29,736

様式第八号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		0

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
日本航空㈱	1,000,000口	100,000
㈱東京クラシック	1株券	18,780
戸塚カントリー倶楽部	額面金額85万円	21,086
ZenShin Core Tecnology Parallel Fund, L.P.	10,000口	166,143
㈱ジャパントイズ	2口	10,000
熊本バスケットボール㈱	3口	30,000
計		346,009

様式九の二号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
期首棚卸高	17,539	
医薬品仕入	313,938	
診療材料仕入	220,536	
医療消耗品費	61,318	
給食材料仕入	11,559	
期末棚卸高	19,660	605,230
II 給与費		
給料	4,250,209	
賞与	698,832	
退職給付費用	28,735	
法定福利費	664,562	
通勤費	30,502	5,672,840
III 委託費		
事務委託費	1,334,995	
施設管理委託費	10,712	
警備委託費	40,173	
清掃委託費	174,799	
検査委託費	188,632	
給食委託費	657,838	
洗濯委託費	217,536	
廃棄物処理委託費	31,556	
加工委託費	1,094	
その他委託費	117,454	2,774,789
IV 経費		
職員被服費	14,146	
福利厚生費	44,102	
減価償却費	279,150	
賃借料	133,512	
修繕費	70,529	
研修費	16,811	
消耗品費	140,293	
水道光熱費	222,770	
旅費交通費	14,886	
支払手数料	105,348	
租税公課	366,782	
交際費	34,679	
保険料	17,791	

通信費	44,752	
諸会費	9,194	
車両関係費	38,335	
新聞図書費	1,473	
顧問料	17,002	
地代家賃	444,159	
採用費	94,580	
社員食堂管理料	65,839	
雑費	4,137	
保守料	59,344	
その他医業経費	2,055	
会議費	1,714	
貸倒引当金繰入	△ 1,187	
修繕引当金繰入	10,417	
賞与引当金繰入	31,522	
退職給付引当金繰入	15,932	
役員退職慰労引当金繰入	1,030	
寄付金	19,343	
その他	101,642	2,422,082
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	6,532	
商品（又は製品）期末たな卸高		6,532
VI その他の事業費用		
		0
事業費用計		11,481,473

様式 5

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	35,440,987	不動産賃貸など	金銭の貸借	金銭の貸借	5,526,027	短期貸付金	993,608

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：株式会社 桜十字が金融機関から借り入れる場合の金利と同水準程度とする。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	35,440,987	不動産賃貸など	不動産の賃借	不動産賃借	312,035	地代家賃	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：外部の鑑定会社が作成した鑑定評価額に基づき賃料を設定。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	35,440,987	不動産賃貸など	クリーニングの支払	クリーニング	200,732	洗濯委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：第三者からの見積書を基に単価を設定。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	35,440,987	不動産賃貸など	館内清掃の支払	館内清掃	174,108	清掃委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：第三者からの見積書を基に価格設定。

様式 5

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	35,440,987	不動産賃貸など	事務委託などの支払	事務委託など	171,746	事務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字 熊本	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	11,608,362	事務委託など	金銭の貸借	金銭の貸借	7,100,000	短期貸付金	7,100,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：株式会社 桜十字熊本が金融機関から借り入れる場合の金利と同水準程度とする。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字 熊本	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	11,608,362	事務委託など	事務委託などの支払	事務委託など	1,163,089	事務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字 熊本	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	11,602,362	事務委託など	不動産の賃借	不動産賃借	9,999	地代家賃	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：外部の鑑定会社が作成した鑑定評価額に基づき賃料を設定。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	35,440,987	不動産賃貸など	保育園運営費の支払	保育園運営	50,820	その他の委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

様式 5

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 Sakura Cross Real Estate	東京都港区	11,608,362	事務委託など	金銭の貸借	金銭の貸借	7,100,000	短期貸付金	7,100,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：株式会社 Sakura Cross Real Estateが金融機関から借り入れる場合の金利と同水準程度とする。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人桜十字

理事長 倉津 純一 殿

私（注1）は、医療法人桜十字の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月27日

医療法人桜十字

監事 久峨 章義

この写しは原本と相違ありません

令和6年7月11日

熊本市南区御幸木部1丁目1番1号

医療法人 桜 十 字

理事長 倉津 純一

独立監査人の監査報告書

令和6年6月25日

医療法人桜十字
理事会御中

中島崇實公認会計士事務所
東京都新宿区西新宿 7-1-12

公認会計士



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人桜十字の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

この写しは原本と相違ありません

令和6年7月11日

熊本市南区御幸木部1丁目1番15

医療法人 桜十字

理事長 倉津 純



理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上